

第4回弘前・岩木・相馬市町村合併協議会 会議録

日 時：平成17年2月13日（日）

午後1時25分

場 所：弘前市民会館 大会議室

出席者

会 長 金澤 隆

副会長 田中 元 山内良衛

委 員

弘前市

藤田 喜代一 町田 藤一郎 藤田 隆司 長内 正宏 新戸部 満男

岩木町

村上 忠幸 小山内 稔 石田 純一 對馬 孝夫 石田 芳美
山城 正子

相馬村

成田 柁雪 清野 一榮 栗形 昭一 山崎 隆穂 宮川 正道
三上 昇

青森県

木村 宗敬

欠席委員

石木田 正三郎（弘前市）

会議項目

協議事項

- (1) 協議第 34 号 電算システムの取扱いについて
- (2) 協議第 35 号 住民基本台帳・戸籍関係業務について
- (3) 協議第 36 号 環境衛生関係事業について
- (4) 協議第 37 号 商工関係事業について
- (5) 協議第 38 号 観光関係事業について
- (6) 協議第 39 号 農林水産関係事業について
- (7) 協議第 40 号 社会福祉関係事業について
- (8) 協議第 41 号 障害者福祉関係事業について
- (9) 協議第 42 号 高齢者福祉関係事業について
- (10) 協議第 43 号 児童母子福祉関係事業について
- (11) 協議第 44 号 健康推進関係事業について
- (12) 協議第 45 号 建設関係事業について
- (13) 協議第 46 号 都市計画関係事業について

第 5 回協議会の協議事項

- (1) 協議第 47 号 町名・字名の取扱いについて
- (2) 協議第 48 号 上水道関係事業について
- (3) 協議第 49 号 下水道関係事業について
- (4) 協議第 50 号 学校教育関係事業について
- (5) 協議第 51 号 生涯学習関係事業について
- (6) 協議第 52 号 生涯スポーツ関係事業について
- (7) 協議第 53 号 文化振興関係事業について
- (8) 協議第 54 号 その他の事業について
- (9) 協議第 16 号 新市建設計画について

審議事項

- (1) 議案第 1 号 平成 17 年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事業計画について
- (2) 議案第 2 号 平成 17 年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会歳入歳出予算について

事務局長

ただいまから第4回弘前・岩木・相馬市町村合併協議会を開催いたします。
私は本日の司会進行役を務めさせていただきます事務局長の須藤と申します。よろしく願いいたします。
それでは会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長

第4回協議会の開催にあたりごあいさつを申し上げます。
本日はご多用のところご出席をいただきましてありがとうございます。
これまで3回の協議会で30項目についてご確認をいただきました。本日を含めあと2回の協議会で残る22項目について協議、確認をいただき、3月上旬には予定のとおり合併協定書を締結したいと考えております。引き続きみなさまのご協力をお願いいたします。
本日は協議事項13件と第5回協議会での協議事項9件の説明をいたします。そのほか平成17年度の事業計画と予算についてもご審議をいただく予定であります。
委員のみなさまには忌憚のないご意見、ご提言をお願い申し上げましてごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

事務局長

会議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

事務局長

それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきます。
会議の進行は規約第11条第2項により、会長に議長をお願いいたします。

議長(会長)

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。
まず次第3の協議事項でございます。
(1)協議第34号から(13)協議第46号までは、前回の協議会で事務局から提案文と資料の説明をし、質疑応答を行ってまいりましたが、再度一括してご質問をお受けし、その後1件ずつ協議してまいりたいと思います。
それでは(1)協議第34号から(13)協議第46号までについてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長)

ご質問がないようでございますので、それでは1件ずつ協議してまいりたいと思います。
(1)協議第34号 電算システムの取扱いについてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

- 議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。
電算システムの取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。
- （なしの声）
- 議長（会長） ご異議がございませんので、電算システムの取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に（２）協議第３５号 住民基本台帳・戸籍関係業務について協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。ご意見ございませんか。
- （なしの声）
- 議長（会長） ないようでございますのでお諮りいたします。
住民基本台帳・戸籍関係業務については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。
- （なしの声）
- 議長（会長） ご異議がございませんので、住民基本台帳・戸籍関係業務については、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に（３）協議第３６号 環境衛生関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。
- （なしの声）
- 議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。
環境衛生関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。
- （なしの声）
- 議長（会長） ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に（４）協議第３７号 商工関係事業についてを協議いただきます。どうぞご意見をお願いいたします。
- （なしの声）
- 議長（会長） ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。

商工関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(5)協議第38号 観光関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。
観光関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(6)協議第39号 農林水産関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。
農林水産関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(7)協議第40号 社会福祉関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。
社会福祉関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長（会長） ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に（８）協議第４１号 障害者福祉関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。
障害者福祉関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に（９）協議第４２号 高齢者福祉関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。
高齢者福祉関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に（１０）協議第４３号 児童母子福祉関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。
児童母子福祉関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に（１１）協議第４４号 健康推進関係事業について協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がございませんのでお諮りいたします。
健康推進関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(12)協議第45号 建設関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。
建設関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、建設関係事業については原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(13)協議第46号 都市計画関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がございませんのでお諮りいたします。
都市計画関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
協議事項の確認は以上で本日の分を終了いたしました。
ここで専門部会長を入れ替えますので少々お待ちください。

(専門部会長入れ替え)

議長（会長） 会議を再開してよろしゅうございますか。

（はいの声）

議長（会長） それでは次第4の第5回協議会の協議事項に入ります。
ここからの案件については、本日事務局から説明をし、その後みなさまからご質問をいただき、次の第5回協議会で協議して確認をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
それでは次第4の（1）協議第47号 町名・字名の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 協議第47号は、町名・字名の取扱いについてであります。
まず、1ページの提案文を読み上げます。
町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。
3市町村の町名・字名は、現行どおりとする。
以上が提案内容であります。
町名・字名の数については、弘前市が約900、岩木町が約100、相馬村が約400でございます。
これらの取扱いについて各市町村のご意見を伺ったところ、町名・字名については、それぞれ現行どおりとしたいとのことであります。
従いまして、具体的には2ページ目に示してある取扱いとしようとするものであります。
それでは2ページをご覧くださいませ。
まず弘前市については、変更がありません。
岩木町は、中津軽郡岩木町を弘前市に置き換え、大字及び小字名は変更がないことから、例1と例2に示したようになります。
また、相馬村も同様に、中津軽郡相馬村を弘前市に置き換え、大字及び小字名は変更がないことから、例のようになります。
以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようですので、それでは次に移ります。
（2）協議第48号 上水道関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 私は弘前市水道部総務会の玉川と申します。よろしく願いいたします。
協議第48号 上水道関係事業についてであります。
まず、1ページの提案文を読み上げます。

上水道関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 上水道及び簡易水道料金については、平成22年度をめぐりに再編する。
- 2 上水道及び簡易水道料金賦課収納業務については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 上水道及び簡易水道手数料については、弘前市の例により、合併時に統合する。
メーター使用料については、平成22年度をめぐりに廃止する。

上水道及び簡易水道加入金については、平成22年度をめぐりに再編する。

- 4 上水道及び簡易水道事業認可については、現行どおり新市に引き継ぐ。

以上が提案内容であります。

詳細についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。

2ページは、上水道及び簡易水道料金についてであります。

各自治体の現況を示しております。3市町村において料金較差があり、料金体系も異なっております。

調整内容は、平成22年度から新料金となるものであります。なお、相馬村における特別会計による簡易水道事業については、平成20年度から企業会計に移行するものであります。

3ページをお願いいたします。

3ページは、料金賦課収納業務についてであります。

各自治体の現況を示しております。3市町村とも料金の算定期間や納期については同一でございます、大きな違いがございません。

調整内容は、現行どおり新市に引き継ぐものであります。

4ページをお願いいたします。

4ページは、手数料、メーター使用料及び加入金についてであります。

まず手数料につきましては、指定給水工事業者手数料を除き、3市町村で異なったものとなっております。

調整内容は、弘前市の例により、合併時に統合するものであります。

次に使用料につきましては、メーター使用料がありますが、これは相馬村のみが徴収しております。

調整内容は、水道料金の再編に合わせ、平成22年度から廃止するものであります。

次に、加入金につきましては、弘前市のみが徴収しております。

調整内容は、水道料金の再編に合わせ、平成22年度から統一するものであります。

5ページをお願いいたします。

5ページは、上水道及び簡易水道事業認可についてであります。

弘前市には1上水道、1簡易水道事業があり、岩木町には1上水道、4簡易水道事業がございます。相馬村には2簡易水道事業と1飲料水供給施設がございます。

調整内容は、現行どおり新市に引き継ぐものであります。

ただし、平成22年度の料金再編に合わせ、効率的経営等を考慮し、統合事業計画を策定するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長)

ご質問がないようでございます。

それでは次に(3)協議第49号 下水道関係事業について、事務局から説明してください。

事務局

協議第49号 下水道関係事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

下水道関係事業について、次のとおり提案する。

1 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料については、平成22年度をめぐりに再編する。

2 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金については、合併時に再編する。

ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事業の区域内においては、現行どおりとする。

3 水洗化普及促進施策について

(1) 報奨金・奨励金制度については、弘前市の例により、合併時に統合する。

ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事業の区域内においては、現行どおりとする。

(2) 貸付金・利子補給金制度については、合併時に再編する。

4 指定工事業者審査手数料については、岩木町・相馬村の例により、合併時に統合し、排水設備工事検査手数料については、合併時に再編する。

以上が提案内容であります。

詳細についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。

2ページは、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料についてであります。

3市町村の現況を示しております。3市町村において料金の較差があり、料金体系や使用水量の認定方法等が異なっております。

調整内容は、平成22年度から新料金となるものであります。

なお、3市町村による公共下水道事業及び農業集落排水事業の特別会計については、平成20年度から企業会計へ移行するものであります。

3ページは、下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金についてであります。

弘前市では公共下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の制度があり、岩木町では公共下水道受益者負担金制度のみとなっております。また、負担金の額等、制度の内容が異なっております。

調整内容は、合併時に再編するものであります。

ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事業の区域内においては、現行どおりとするものであります。

4ページは、水洗化普及促進施策についてであります。

まず、報奨金・奨励金制度につきましては、弘前市と岩木町において実施しており

ますが、対象となる期間、金額等が異なっております。

調整内容は、弘前市の例により、合併時に統合するものであります。

ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事業の区域内においては、現行どおりとするものであります。

次は、貸付金・利子補給金制度についてであります。

弘前市と岩木町において実施しており、限度額や無利息の期間等が異なっております。

調整内容は、合併時に再編するものであります。

5 ページは、指定工事業者審査手数料及び排水設備工事検査手数料についてであります。

3 市町村の現況を示しておりますとおり、手数料の金額や算定基準が異なっております。

調整方針は、指定工事業者審査手数料につきましては、岩木町・相馬村の例により、合併時に統合するものであります。

排水設備工事検査手数料につきましては、合併時に再編するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がないようでございますので、それでは次に移ります。

（４）協議第 5 0 号 学校教育関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第 5 0 号 学校教育関係事業についてであります。

まず、1 ページの提案文を読み上げます。

学校教育関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 奨学金制度については、平成 1 8 年度に再編する。
- 2 就園奨励費補助事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 すくすく子育て支援事業については、平成 1 8 年度に再編する。
- 4 小・中学校の就学区域については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 5 通学費助成及びスクールバスの運行については、平成 2 0 年度をめどに再編する。
- 6 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、弘前市の例により、平成 1 8 年度に統合する。
- 7 中学生国際交流事業については、合併後、新市において交流内容について検討する。
- 8 学校給食については、現行どおり新市に引き継ぐ。

ただし、合併後、新たに学校給食センターを建設し、対象を全中学校へも拡大するとともに、自校方式の学校については、段階的にセンター方式へ移行す

る。

以上が提案内容であります。

続いて、詳細についてご説明いたしますので、2ページをお開きください。

2ページは、奨学金制度についてであります。

現在は、3市町村ともに奨学金制度を有しておりますが、対象者の在学する学校の範囲や貸与月額等について違いがあります。

調整案としては、奨学金制度は継続し、平成18年度から再編して実施することとしておりますが、その際は、対象学校や貸与月額等について必要な調整をすることとしております。

次に、3ページの就園奨励費補助事業と4ページのすくすく子育て支援事業についてですが、この2つの事業はいずれも幼稚園児の保育料を減免するための事業であります。

3ページの就園奨励費補助事業は、国の基準に基づいて3市町村とも実施している事業であるため、調整案としては、合併後も現行どおり新市に引き継ぐこととしておりますが、4ページのすくすく子育て支援事業は、これに関与する県の補助金が平成19年度までに段階的に縮小・廃止されるため、調整案としては、新市において、平成18年度から再編して実施することとしています。

次に、5ページは小・中学校の就学区域についてであります。

就学区域については、現行どおり新市に引き継ぐこととしておりますが、現在、弘前市と岩木町が締結している就学事務委託が合併により終了するため、岩木町の百沢字東岩木山の一部区域を、弘前市の弥生小学校区及び船沢中学校区に加えるよう調整しております。

なお、就学区域については、合併後、必要に応じて見直すこととしております。

続いて、6ページは通学費助成及びスクールバスの運行についてであります。

遠距離通学のため、路線バス等の利用が必要な児童生徒については、弘前市と岩木町では通学費助成を行っていますが、現状では、支給要件や助成内容が異なっております。

また、路線バス利用が困難な児童生徒については、弘前市では委託契約で通学バスを運行させており、相馬村では村有のスクールバスで対応しております。

これらの事業の調整案としては、遠距離通学となる児童生徒の状況を把握しながら、平成20年度をめどに、国の基準を参考にして、事業及び助成内容を再編するよう調整しております。

次に、7ページは要保護・準要保護児童生徒の就学援助についてであります。

就学援助については国の補助基準が示されておりますが、現在、3市町村の支給方法や内容に違いがあるため、調整案としては、弘前市の例により、平成18年度から統合して実施することとしております。

続いて、8ページは中学生国際交流事業についてであります。

中学生国際交流事業については、現在、弘前市と岩木町で実施しておりますが、相馬村では実施していません。

また、弘前市と岩木町では、交流先や事業内容等が異なっております。

調整案としては、当該事業については、合併後、交流内容について十分な時間を掛けて検討し、将来的に事業を再編して実施することとしております。

次に、9ページは学校給食についてであります。

現在、弘前市はセンター方式、岩木町と相馬村は自校方式を採っており、調理方式に違いがあります。また、岩木町と相馬村は全小・中学校で給食を実施していますが、弘前市の中学校では、1校を除いて給食を実施していません。

合併後はこれらの違いを解消し、全市的に一元化した学校給食を目指す必要があります。

調整案としては、まず、合併時は現行どおり新市に引き継ぐこととしております。

ただし、合併後、老朽化が進んでいる西部学校給食センターに代わる新しい給食センターを早期に建設し、全小・中学校に給食を供給できるよう整備するとともに、自校方式の学校については、調理設備の老朽化の状況を勘案して段階的にセンター方式へ移行することとしております。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ございませんので、それでは次に（5）協議第51号 生涯学習関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第51号 生涯学習関係事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

生涯学習関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 図書館の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 学校管理下外親子安全保険への加入助成については、平成18年度に再編する。
- 3 子ども会リーダー育成事業については、平成18年度に再編する。
- 4 ボランティア支援事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 5 成人式については、平成20年度をめぐりに再編する。

以上が提案内容であります。

続いて、詳細についてご説明いたしますので、2ページをお開きください。

2ページは、図書館の管理運営についてであります。

現在は、3市町村ともに図書館または図書室を有しておりますが、休館日や利用方法等に違いがあります。

調整案としては、図書館は現行どおり新市に引き継ぐというものですが、年末年始の休館日については合併時に統一することとし、その他の管理運営事項については、合併後、必要に応じて見直しを検討することとしております。

次に、3ページは学校管理下外親子安全保険への加入助成についてであります。

小・中学校の児童生徒の学校管理下外親子安全保険には3市町村とも加入していますが、弘前市では、掛金の一部助成事業を行っております。

具体的には、その事業の事務を取り扱っている市連合父母と教師の会に対し、その必要経費を補助金として交付しております。

この事業の調整案は、平成18年度から再編して実施するというもので、原則として弘前市の例により、新市全体の児童生徒を対象に助成を拡大しますが、補助内容については現行予算を勘案して調整することとしております。

続いて、4ページは子ども会リーダー育成事業についてであります。

現在、子ども会組織は弘前市と相馬村にあります。計画的にリーダー育成事業を行っているのは弘前市のみであります。

この事業の調整案は、平成18年度から再編して実施するというもので、再編にあたっては、地域の青少年団体の取り組みを生かしながら、全市的なリーダー育成事業を検討することとしております。

次に、5ページはボランティア支援事業についてであります。

ボランティア支援事業については、岩木町と相馬村では社会福祉協議会が中心となっており、弘前市では、活動分野が多岐にわたっているボランティア活動を、学習情報館に設置しているボランティア支援センターが総合窓口となって活動を支援しております。

調整案は、弘前市の例により平成18年度から統合して実施するとしておりまして、社会福祉協議会や公民館活動との連携についても検討することとしております。

次に、6ページは成人式についてであります。

現在は、3市町村の成人式は、それぞれ実施時期や事業内容等に違いがあります。

調整案としては、合併時は現行どおり新市に引き継ぐこととし、旧市町村単位で実施いたしますが、合併後、平成20年度をめぐり、成人式の実施方法等について再編するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございます。

それでは次に（6）協議第52号 生涯スポーツ関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第52号 生涯スポーツ関係事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

生涯スポーツ関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 体育施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 スポーツイベントへの助成については、現行どおり新市に引き継ぐ。

- 3 市町村体育祭については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 4 運動部活動指導者の派遣事業については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 5 県大会以上の各種スポーツ大会出場者への助成については、平成20年度をめぐりに再編する。

以上が提案内容であります。

続いて、詳細についてご説明いたしますので、2ページをお開きください。

2ページから6ページまでは、体育施設の管理運営についてであります。

資料では、2ページから4ページまでが一般の体育施設について、続いて4ページと5ページには運動公園について、それから5ページと6ページには海洋センターについて施設の現況をとりまとめております。

資料に記載してあるとおり、現在、3市町村には多くの体育関係施設が設置されていますが、それぞれの施設の管理運営内容が異なっており、同種の施設における使用料や減免措置の内容にも違いがあります。

調整案としては、体育施設の管理運営については現行どおり新市に引き継ぎますが、合併後、使用料を含めた施設運営のあり方について、総合的に検討していくこととしております。

次に、7ページはスポーツイベントへの助成についてであります。

他団体が主催するスポーツイベントは3市町村で実施されておりますが、それぞれ助成団体や内容が異なっています。

この助成の調整案は、現行どおり新市に引き継ぐということですが、主催者からの申請の都度、事業内容を精査して、必要に応じて助成することとしています。

次に、8ページは市町村体育祭についてであります。

現在、3市町村ともに、広く住民を対象にした体育祭を実施しておりますが、事業の内容や主催者に違いがあります。

この事業の調整案としては、合併時は現行どおり事業を実施しますが、主催や開催内容等について調整し、平成20年度をめぐりに再編するものであります。

続いて、9ページは運動部活動指導者の派遣事業についてであります。

現在、弘前市と岩木町では、県の補助事業を活用して、小・中学校の運動部活動に対して外部指導者を派遣する事業を実施しております。

調整案としては、合併時は現行どおり事業を実施しますが、当該事業を新市の全域において同じ基準で実施できるよう、平成20年度をめぐりに再編するものであります。

次に、10ページは県大会以上の各種スポーツ大会出場者への助成についてであります。

現在、小・中学生等が県大会以上の各種スポーツ大会に出場する場合には、3市町村とも助成をしておりますが、その助成内容はそれぞれ異なっています。

この事業の調整案としては、合併時は現行どおり助成を行いますが、助成の範囲や基準等について早期に検討し、平成20年度をめぐりに再編するものであります。

なお、再編にあたっては、文化大会出場者への助成との均衡を図ることとしております。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） それでは次に移らせていただきます。

（7）協議第53号 文化振興関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第53号 文化振興関係事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

文化振興関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 文化施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 文化振興事業については、平成20年度をめどに再編する。
- 3 市町村民文化祭については、平成20年度をめどに再編する。
- 4 民俗芸能保存会への助成については、平成20年度をめどに再編する。
- 5 県大会以上の各種文化大会出場者への助成については、平成20年度をめどに再編する。

以上が提案内容であります。

続いて、詳細についてご説明いたしますので、2ページをお開きください。

2ページと3ページは、文化施設の管理運営についてであります。

現在、弘前市と岩木町では各種の文化施設を設置していますが、各施設の使用料、使用時間、休館日等の管理運営内容に違いがあります。

調整案としては、文化施設の管理運営については現行どおり新市に引き継ぎますが、合併後、使用料を含めた施設運営のあり方について、総合的に検討していくこととしております。

次に、4ページは文化振興事業についてであります。

現在、弘前市と岩木町では、小・中学生や一般住民を対象に、芸術鑑賞や講演会などの文化振興事業を実施していますが、それぞれの事業の実施主体や参加対象区分に違いがあります。

この事業の調整案としては、合併時は現行どおり事業を実施しますが、事業内容等について、平成20年度をめどに再編することとしています。

次に、5ページは市町村民文化祭についてであります。

文化祭は3市町村とも実施していますが、主催者、助成方法、開催内容などがそれぞれ異なっています。

調整案としては、合併時は現行どおり事業を実施しますが、合併後に、主催や開催内容等を調整し、平成20年度をめどに再編することとしています。

続いて、6ページは民俗芸能保存会への助成についてであります。

現在、3市町村では民俗芸能に関する様々な保存会等が活動を行っていますが、活動に対する助成については、弘前市では連合団体に交付していますが、岩木町と相馬村では各個別団体に交付しているほか、交付基準が異なっています。

調整案としては、合併時は現行どおりの形で助成を行いますが、助成制度のあり方などについて検討し、平成20年度をめどに再編することとしています。

次に、7ページは県大会以上の各種文化大会出場者への助成についてであります。

現在、小・中学生等が県大会以上の各種文化大会に出場する場合には、3市町村とも助成をしておりますが、その助成内容はそれぞれ異なっています。

調整案としては、合併時は現行どおりに助成を行いますが、助成の範囲や基準等について早期に検討し、平成20年度をめどに再編するものであります。

なお、再編にあたっては、スポーツ大会出場者への助成との均衡を図ることにしてあります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございます。

それでは次に移ります。（8）協議第54号 その他の事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第54号 その他の事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

その他の事業について、次のとおり提案する。

公職選挙法に規定する投票区については、現行どおり新市に引き継ぐ。

以上が提案内容であります。

2ページをお開き願います。

2ページは、各市町村の公職選挙法に規定する投票区、いわゆる投票所であります
が、その現況をお示ししてございます。

現在3市町村合計で、99箇所の投票区がございまして。

具体的調整内容でございますが、公職選挙法に規定する投票区については、合併時は現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、総務省通達・学区・地域性等を考慮し、必要に応じて検討するとするものであります。

以上であります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がないようでございます。

それでは、きょうこれまで説明申し上げました次第4の(1)協議第47号から(8)協議第54号までの8件について、ご質問のある方はどうぞご質問をいただきます。

(なしの声)

議長(会長)

ご質問がないようでございます。

それでは次に(9)協議第16号 新市建設計画についてを審査に供します。

新市建設計画については、第2回協議会で確認をいただきました原案で県と協議をいたしました結果、県から修正意見等がございました。

本日は、はじめに、県からの修正意見等に対応した修正内容について、事務局からご説明を申し上げ、みなさまの質問を受けたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

事務局から説明してください。

事務局

それでは私の方から、協議第16号 新市建設計画についてご説明をいたします。

ただいま会長からの発言もありましたように、新市建設計画(原案)については、1月16日に開催されました第2回協議会において確認され、県との事前協議に入っております。

この原案に対しまして県から意見、助言及び語句修正等に係る指摘事項がございました。県の意向としましては、意見については修正案のとおりとしていただきたい、又、助言及び語句修正等に係る指摘事項についてはその内容を踏まえ、協議会で判断していただきたいというものでございます。

これらの意見等及びそれらに対する対応方を新市建設計画関係資料にまとめております。

まず、お配りしました資料でございますが、県の意見等に対する具体的な対応については、A3版折込の1「新市建設計画(原案)に対する県との事前協議内容」にまとめてございます。2の「事前協議に係る新市建設計画(原案)の修正箇所(抜粋)」は意見等によって修正したページを抜粋したもので、指摘箇所に下線を、また修正箇所には網掛けをしているものでございます。

それでは、A3版折込資料の「新市建設計画(原案)に対する県との事前協議内容」で説明をいたしますので1ページをご覧くださいと思います。

意見として5項目ございました。いずれも第4章青森県事業の推進に該当する事項であります。

1項目めは、原案43ページの重点施策「自然環境の保全と潤いのある空間の整備」を構成する「ふるさとの森と川と海の保全及び創造推進事業」について、当該地域に関する事業の平成17年度以降の実施が未定であるため、掲載を見合わせていただきたいという意見を受けて、修正案のとおり削除するものであります。

2項目めは、原案44ページの重点施策「安全な生活環境の整備」を構成する「地すべり対策事業、関ヶ平地区」について、平成17年度で完了する予定のため掲載を見合わせていただきたいという意見を受けて、修正案のとおり削除するものであります。

3項目めは、原案44ページの重点施策「快適で便利な都市基盤の整備」の中の「緊

急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業」について、事業別の記載でなく、道路事業全体として記載していただきたいという意見を受けて、「道路整備事業」に修正案のとおり修正するものであります。

4項目めと5項目めは、原案44ページの重点施策「快適で便利な都市基盤の整備」の表の中の「事業名欄」及び「事業の概要欄」についても事業別の記載でなく、道路事業全体として記載していただきたいという意見を受けて、修正案のとおり修正するものであります。また、道路整備事業に関連し、平成17年1月19日付けで掲載してもよいと回答のあった「主要地方道 弘前岳鱒ヶ沢線(百沢工区)」を追加し、整備地域を弘前・岩木地域に修正するものであります。

2ページを、お開き願います。

助言として4項目ございました。

1項目めは、原案25ページのまちづくりの主要課題である「生活環境、都市基盤整備」の中の3行目に「防犯」と「地域コミュニティとの連携と支援」を追加してはどうかという助言に対して、「消防・防災などの体制を整備し、災害等に強い安全なまちづくり及び地域コミュニティとの連携と支援を進めていく」と修正するものであります。

2項目めは、原案33ページの重点施策「市民との連携と協働」に「男女共同参画事業」を追加してはどうかという助言に対して、男女共同参画など新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的事業については、新市において策定する基本構想、基本計画に委ねるものとし、原案のとおりとするものであります。

3項目めは、原案34ページの一体感のあるまちづくりプロジェクトの中の「新しいまちづくり人材育成事業」に「男女がともに参画する地域社会を目指し」を追加してはどうかという助言に対して、当該事業は、福祉、文化、産業など新市の様々なまちづくりに関連するものであるが、修正案では、男女共同参画関連の人材育成事業に限定した表現となるため、原案のとおりとするものであります。

4項目めは、原案46ページから52ページの財政計画についての助言であります。次のページをお開き願います。

として、歳入の将来推計にあたっては確実性のあるものを計上し過大な見込とならないよう、また、歳出については徹底した見直しによる節減努力、合理化を前提に見込むなどし、合併後の実質収支が基金の取り崩し等に頼らなくても均衡するよう常に努めることが肝要である。

として 交付税の算定をめぐる簡素化・透明化の動向にも注意しながら適切な見込となるよう、引き続き努めていただきたい。また、将来の人口推移などの動向をも可能な限り踏まえ、過大な積算とならないよう留意する必要がある。

として 新市が実施を予定する事業は、市民の生活に直結する真に必要なものを優先しつつ事業を厳選し、将来の公債費が財政を圧迫していくことのないよう引き続き留意しながら対応する必要がある。合併特例債事業については、一般事業からの振り替えの可否等についても十分検証する必要がある。

という3点にわたる助言がありました。

以上の助言に対しては、当該財政計画は助言にある内容に留意して策定しており、

今後も適正な財政運営に努めるものであることから、原案のとおりとするものであります。

4ページをお開き願います。

語句修正等に係る指摘事項として13項目ございました。

1項目めは、原案2ページの合併の必要性の中の「地方分権の進展」について文言の整理と「順次市町村の事務となる」といえないという指摘に対して、「住民に身近な事務の権限が委譲され、市町村の事務となることが予想されます。」と修正するものであります。

2項目めは、原案12ページ新市の概況のところの「世帯数・世帯人員の推移」のグラフに単位を付すという指摘に対して、指摘のとおり単位を付すものであります。

3項目めは、原案33ページの合併戦略プロジェクトの具体的事業名及び概要でネットワーク整備とするという指摘に対して、修正案のとおり修正するものであります。

4項目めは、同じく原案33ページ合併戦略プロジェクトと34ページの表の事業概要の記述内容の整合性を図る必要があるという指摘に対して、「全中学校」に修正するものであります。

5項目めから7項目めまでは語句の追加及び修正する必要があるという指摘に対して、修正案のとおり修正するものであります。

8項目めは、原案38ページ重点施策の「自然・農村・都市の観光資源の連携」の観光資源を地域資源と表現したほうが適切であるという指摘に対して、それぞれの資源を観光の視点から連携させたもので、あえて観光資源として捉え表現したものであるので原案のとおりとするものであります。

9項目は、同じく、原案38ページ重点施策の「自然・農村・都市の観光資源の連携」のグリーンツーリズムの説明を「農山漁村での滞在型余暇活動」とする指摘に対して、「農山村での滞在型余暇活動」に修正するものであります。

10項目めから13項目めまでは脱字の修正、文言の整理などの指摘に対して、修正案のとおり修正するものであります。

県からの意見等に対する対応は以上であります。

なお、新市建設計画については、本日の協議会で県の意見等に対する対応をご確認していただき、新市建設計画(案)として、県と正式協議に入り、次回第5回協議会において決定していただきたいとなっておりますので宜しくお願いをいたします。

説明は、以上であります。

議長(会長)

ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長)

質問がないようでございます。

それでは修正内容についてご意見がございましたらお伺いいたします。

(なしの声)

議長（会長）

ないようでございます。

それでは本日の内容で県と正式に協議をすることといたしたいと思えます。

以上、第5回協議会の協議事項の説明を申し上げました。

次回はきょう説明申し上げました協議事項について確認いただくことといたします。

次に次第5の審議事項に入ります。

議案第1号 平成17年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事業計画についてと、
(2) 議案第2号 平成17年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会歳入歳出予算については関連がありますので一括して事務局から説明をいたします。説明してください。

事務局

はじめに、平成17年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会の事業計画についてでございます

資料8の2ページと3ページが、関連の資料となっております。

それでは、2ページをお開きいただきます。

議案第1号が、平成17年度の事業計画につきまして、協議会の承認を求める旨の提案文となっております。

事業計画の内容は、3ページとなっております。

恐れ入りますが3ページをお開き願います。

平成17年度の事業として、大きく2つの項目を予定しております。

まず、1の会議関係でございますけれども、協議会、幹事会、専門部会の開催を予定しております。

協議会の開催回数は、合併の前日までに3回を予定しております。

その中身といたしましては、平成16年度の決算、あるいは総務省からの合併告示に係る報告などのための開催を想定しております。

なお、幹事会や専門部会は、随時の開催となるものでございます。

次に、2の事業関係でございますが、中身は3つを予定しております。

まず、今年度に引き続きましての委託で、新市例規策定等支援業務でございます。

委託内容は、 から として記載の通りでございます。

2つ目が、協議会だよりの発行でございます。協議会の開催回数に合わせて3回を予定しております。

3つ目が、これも16年度からの継続でホームページの更新でございます。この3つの事業を考えております。

事業計画は、以上でございます。

引き続きまして、平成17年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会の歳入歳出予算についてでございます。

4ページと5ページが、関係の資料となっております。

まず、4ページをお開きいただきます。

議案第2号が、平成17年度の歳入歳出予算について、協議会の承認を求める旨の提案文でございます。

予算の内容は、5ページとなっております。

恐れ入りますが5ページをお開きいただきます。

まず、歳入でございますが、1款1項1目の負担金は、3市町村の負担金の総額でございまして、714万4千円となっております。

3款1項1目の諸収入は、預金利子 千円を計上いたしました。

以上、歳入の総額は、714万5千円となっております。

次に、歳出でございます。下の表でございます。

1款運営費の総額は182万2千円で、うち1項の会議費が68万3千円、2項の事務費が113万9千円となっております。

それぞれの内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

2款の事業費は、508万3千円となっております。さきほど事業計画でご説明申し上げました協議会だより3回分の発行に係る経費として印刷製本費が161万8千円、また、新市例規策定等支援業務の委託料が346万5千円となっております。

3款の予備費は、協議会1回分の経費24万円を見込んでおります。

以上、歳出の総額は、714万5千円となるものでございます。

なお、3市町村それぞれの負担金額は、歳入の714万4千円を均等割、あるいは印刷部数割などで按分いたしまして、弘前市が333万1千円、岩木町が194万1千円、相馬村が187万2千円となるものでございます。

議案第1号の事業計画及び議案第2号の歳入歳出予算についての説明は、以上でございます。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がないようでございます。

それでは最初に議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号 平成17年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事業計画については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、平成17年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事業計画については、原案のとおり承認されました。

次に議案第2号についてお諮りいたします。

議案第2号 平成17年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会歳入歳出予算については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、平成17年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会歳入歳出予算については、原案のとおり承認されました。

 以上で本日予定されておりました案件は全て終了いたしました。

 本日の会議は以上をもって終了いたします。

 次回は第5回協議会となりますが、2月27日にこの場所での開催となりますので、よろしく願いをいたします。

 ご協力ありがとうございました。

事務局長 本日の会議は以上をもちまして終了させていただきます。みなさまどうもありがとうございました。